

川崎市都市景観条例 事前協議

【受付番号】 事前 22 - 42

計画概要				
協議者の法人名	塩田建設株式会社			
設計者の事務所名	株式会社ARG一級建築士事務所			
行為地の地名地番	高津区 溝口2丁目153番地2			
景観ゾーン	平野部ゾーン	景観の帯	—	
景観計画特定地区	—	都市景観形成地区	—	
行為の種別	建築物の新築	敷地面積	256.48 m ²	
主要用途	共同住宅	高さ	38.03 m	

完成予想図



南側立面

事前協議結果

	市からの主な助言	協議者からの主な見解
1	周辺より突出した高さの建築物となるため、特に建築物頂部における圧迫感の軽減について御検討ください。 たとえば、外壁の色彩やバルコニー手摺の仕様をそれぞれ変えるなど、頂部、中間部、低層部を明快に意識できる表情となるような工夫をすることが考えられます。マリオンの仕上げを変えるなどして、より質の高い意匠とすることも考えられます。	頂部の圧迫感に対する軽減としてガラス手摺(乳白色)を採用しております。また道路側の外壁をマリオンと手摺で3部位に分ける事で単調な壁面にならないようにし、また視覚的にも分節する事で間口の狭い壁面が高層に伸びるのを抑え、多様な色・素材を使用せず、シンプルなデザインとしています。
2	外観の色彩は、建築物の用途上、住宅らしい安らぎが感じられる暖色系の低彩度色を基本とすることが望ましいです。周辺建築物や建物全体の形態・意匠と調和するよう、現計画で採用されているP系(紫系)の色彩について調整することが考えられます。	ご指摘の外壁タイルのP系色については、無彩色N3にタイル、吹付共に変更致します。
3	敷地内の適切な緑の配置について御検討ください。たとえば、ゴミ持出場所と植栽帯の位置を入れ替えることで、道路側にまとまった緑が創出できます。	アプローチとゴミ持出場所は、床の素材含め植栽位置で分けておりますが、道路面全体からの視認性は現状の高木、中木、低木、地被類により一体になるように見えると判断します。
4	道路との連続性と開放性へ配慮し、アプローチに使用している仕上げを、道路側に一体で使用することが望まれます。	

5	歩行者の目を惹く高木は、ボリューム感が異なる樹種を採用し、少なくとも4、5mの高さがあるものが望ましいです。植栽帯の足元については、地被類や低木の採用などさらなる工夫があるとよいです。	高木に関しては、植栽時は3m程度のもので考えています。管理上、剪定は年1回程度です。あまりボリュームのあるものを最初に植栽する事を避けています。足元については、低木・地被類等を計画し、また照明計画により夜間の見え方も考慮しています。
---	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※計画概要及び完成予想図は事前協議申出書の提出時点の情報となります。

※完成予想図の著作権はそれぞれ原作者が有しています。著作権法に特段の定めがある場合を除き、無断複製・転用等を禁じます。